

ぞんじ
ご存知ですか？

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

かぞくしあ
あなたの家族や知り合いに

しんぱい 心配なこと、こま 困ったことはありませんか？



こまこんな「困ったなあ…」「どうしよう…」「しんぱい…」を
サポートしてくれる心強い味方です。

けんりようごせいねんこうけん
ひらかた権利擁護成年後見センター



成年後見制度とは…?

自分らしく安心して暮らすことができるよう、
その人の権利を守るために「成年後見制度」があります。

高齢や病気、障害などで物事を判断する力が十分ではなくなってくると
日常生活に心配ごとや困りごとが起きることがあります。
そんな時、ご本人の気持ちを大切にしながら代わりに契約を行ったり、
財産を守ったり、さまざまな内容を法的にお手伝いする制度です。

ほんにん
本人もまわりの
ひと あんしん
人たちも安心だね!



成年後見制度を利用するには…?

1 相談



ひらかた権利擁護成年後見センターまたは、お近くの
地域包括支援センター、基幹相談支援センター、
障害者相談支援センターなどに相談してみましょう。

2 申立書類の準備



準備の仕方も相談できます。
(弁護士、司法書士などに依頼する場合は有料)

3 家庭裁判所に申立て



受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

4 成年後見人等の決定



裁判所が決めた成年後見人等が安心して
生活できるようサポートします。
(成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、
補助人をさします。)

成年後見人等って誰がなるの…？

ご本人に最も適していると思われる人を裁判所が選びます。



親族
本人にとって
身近な支援者



専門職
福祉や法律の専門家
(弁護士・司法書士・社会福祉士など)



市民後見人
専門的な講座を受けた市民

法人が選ばれることもあります

どんなことをしてくれるの…？



サービス利用のお手伝い
電気代や水道代の支払い
預金通帳や証書のあずかり
自分のおもいを伝えたい
気になることを相談したい
認知症の親のために本人の口座から預金をおろしたい
入院施設入所のお手伝い
書類の確認
訪問販売悪徳商法のとりけし
役所や銀行への手続き
本人にとって身近な支援者

hirakata-shakyo

後見人等があなたをお手伝いします。

後見人等にはできないこともあります。例 家事・介護・医療同意・保証人になること…など。

成年後見制度

Q & A

個々の事情で回答が
違うこともあります。
詳しくは相談窓口で
聞いてね。



Q 申立ては誰ができるの？



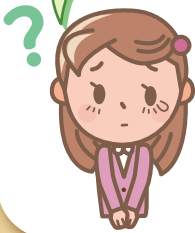
A 本人、配偶者、四親等内の
親族です。ご親族がいない
場合は市長が申立てる
こともできます。

Q 申立てにはどのくらい費用が
かかるの？



A 診断書料などを含めて
約2万円前後です。
(鑑定料含まない)

Q 成年後見人等は申立てをしてから
どのくらいで決まるの？



A 1か月から3か月が
目安です。

Q 成年後見人等にはなんでも
頼んでいいの？



A 家族ではないので、頼め
ないこともあります。

Q 成年後見人等がつくと買い物は
自分ではできないの？



A 食べ物や洋服など、
普段の生活に必要な
ものは自分で買えます。

Q 成年後見人等に支払う
報酬はどのくらいかかるの？



A 後見人等が行う業務内容に
よって裁判所が決めるので、
人によって違います。

お問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

ひらかた権利擁護成年後見センター

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35 枚方市立総合福祉会館 ラポールひらかた1F

TEL 072-807-5442 FAX 072-845-1897